

第十三回 参議院水産委員会會議録第十八号

昭和二十七年三月十二日(水曜日)午後二時二分開会

出席者は左の通り。

- 委員長 木下 辰雄君
- 理事 松浦 清一君
- 委員 青山 正一君
- 秋山俊一郎君
- 入交 太藏君

衆議院議員

- 石原 圓吉君
- 田口長治郎君

政府委員

- 農林政務次官 野原 正勝君

事務局側

- 常任委員会専門員 林 達磨君

説明員

- 水産庁漁業課 高橋清三郎君
- 整第二課長

本日の會議に付した事件

○真珠養殖事業法案(衆議院提出)(第十二回国会継続)

○議員派遣要求の件

○委員長(木下辰雄君) 只今から水産委員会を開会いたします。真珠養殖事業法案を議題に供します。本法案は本委員会におきまして数回に亘つて上程いたしました。提案者と質疑応答を重ねたのであります。その後この法案は非常に重要でありますので、委員会におきましては関係者七名の証人を喚問いたしました。その七人から詳細なる証言を聴取いたしました。各委員から質疑応答を重ねた次第であります。その

第十部 水産委員会會議録第十八号 昭和二十七年三月十二日【参議院】

の結果委員会におきましては、その当時予備審査に付託しておりましたこの法案そのままでは到底承認はできないという結論に達しまして、いろいろ修正事項を協定した結果、衆議院側の代表者と協議を重ねて、そうしてなるべく同調せられたいということをお申込んだのであります。この結果衆議院の水産委員会におきましても参議院の意見通りに修正することになりました。この修正法案が衆議院で議決されまして本院に廻つたのであります。

大体修正箇所は第二條、第四條、第五條、第八條、第九條、第十一條、第十五條、第十六條に亘つております。なお本日は安本長官、農林政務次官、提案者の石原議員もお見えになつておりますので、この問題についてなお御質問がありましたらお願いいたします。

○秋山俊一郎君 農林政務次官にお尋ねいたしたい。この法案は御承知のように我が日本の本当の特産である真珠を、將來健全に而も立派なものを出して日本の経済に寄與しようとする狙いを持つて立案されたものであります。各條に掲げられてあります通り、生産についての計画性を持たせるといふことが狙いの一つなのであります。従いまして農林大臣はこの計画を遂行するために各真珠業者からその事業についての毎年の事業計画をとるといふことに相成りまして、その事業計画に基づいて或いは助言をし勧告をするといふような形になつております。この勸

告したものに對しては、必要と認める場合は農林大臣は事業に要する資金のあつたを旋するといふ條項が第五條にございまして、これは極めてこの法案の中の重要な部門であると思つてあります。併しこのあつたを旋するといふ問題は我々としては甚だなまぬるい。あつたを旋するといふ表現は物足りない感じがいたしますが、どうも現段階においてはこゝろい表現をする以外に表現の方法がないといふので、あつたを旋するものとする。こゝろなつたを旋するといふこと。農林大臣はこのあつたを旋するといふことに対してどういふ考えを持つておられるか。ただ法文に「あつたを旋する」といふことがありますが、それに対する農林大臣のはつきりした御趣旨を承わたいと思つております。

○政府委員(野原正勝君) 真珠養殖事業が国家的な非常に意義を持つた重要な事業であり、これに對する助成は農林省としまして十分に考えなければならぬ問題だと思つております。御質問の趣旨は農林省としまして今後十分考えまして善処いたしたいと考えております。ただ現段階におきましては、政府がやつております例えれば農林漁業資金融通法の中にこれを入れるといふことは、この法案が成立いたしました後において、あの特別会計等の改正を行つた方が必要であるとするならば、そのことも行わなければならないと思つておりますが、ただ真珠養殖事業の性格と申しますが、

御承知のような政府のやつております特別会計の資金融通は非常に長期に亘る金融を考へておるのであります。真珠の養殖事業はそれほど十五年といふふうな非常に長い期間を要しなくとも回収が得る性質のものだといふことも考へております。現在の農林漁業で考へております非常長期に亘る金融という分には、或いはそのまま該當するものは困難であらうとも考へております。これはこの法案の成立いたしました場合には十分その点は考へなければならぬ。差当りのところは現在の政府の資金、財政その他の関係から現在日本開業銀行といふふうなものもございまして、重要な産業に對する融資の問題を扱つておりますが、農林省としましては、先ず以て差当り必要とするものにつきましては、開業銀行等からできるだけのものを流すように図りたい。併しこれは特に真珠のよりのなものに對しましては、別個な対策を將來とらなければならぬ、かように考へておる次第でございます。

○松浦清一君 この法律の趣旨は、今同僚委員から述べられましたように、日本の養殖真珠の質、量ともに海外における市場においてその信用を確保して行く、そのことのために計画生産をやらうと、こゝろいわけなんです。その趣旨は非常に賛成なんです。ただ一点明らかでないのは、計画生産をやるために融資のあつたを旋するといふことがその裏付になつてい

わけなんです。大体今予定されているのは、業界からの一億円の寄附と、そのほかに今次官が御答弁になりましたように開業銀行等の方面から融資をするつもりだといふ、こゝろいことなんです。私が聞きたいのは、一億円の寄附といふものを確保できるかという点。それから開業銀行等から融資をするという点がどの程度に確認をされているかという点。それから若し融資をする場合に、どういふものを担保にしてそれを融資をするのか。この三点におきたいと思つております。

○説明員(高橋清三郎君) 只今の御質問の点でございますが、一億円の寄附金の確保につきましては水産庁が事務的に万全の策をとりまして現在のところは確実なこれを確保できる見込であります。

それから第二の御質問の開業銀行の枠の問題につきましては、先ほど次官からも答弁がございましたが、現在折衝中でありまして決定の段階までには事務的にはまだ行つておりません。それから第三の担保の点でございますが、担保は主として債権を以て担保とするといふことで事務的な交渉を進めておりますが、場合によりましては当該会社のその他の財産をも担保にする必要があるだろうといふ方針で交渉を進めております。

○松浦清一君 一つの会社なり、個人なりに對して融資をする限度というも

のはどれくらいなんですか、見込を立てておられますか。

○説明員(高橋清三郎君) 御質問の一事社に対する融資の限度につきましても、現在このところ、最高幾ら、最低幾らというところはきめておりません。いろいろ会社の経営の実態によりまして相当変化があるものと含みを持たせて交渉を進めております。

○松浦清一君 融資あつた後の総額の枠というものは事務的に折衝中であると言いますが、どれくらいの程度を予定して折衝をやつておられますか。

○説明員(高橋清三郎君) 水産庁から出しておりますのは三億三千万円でございます。

○松浦清一君 これは無論長期融資になるでしょうね。

○説明員(高橋清三郎君) さうでございます。

○松浦清一君 それからもう一点伺つておきたいのですが、この真珠養殖事業法案が提出されましたから反対をするものもあつたのですが、いろいろありますけれども、その融資に反対の点については、特定の有力者がその融資を受ける便宜を與えられて、普遍的に、金はほしいけれども融資をしてもらえない者もできるといふようなことが、融資に関する反対の点であつたと思ふのです。そういう点については不公平のないように融資をするのだというところが明確になつておりますかどうか。

○説明員(高橋清三郎君) 仰せの通りその点は非常に大事な点だと思ひます。現在資金のあつた面を主として力を入れております点は、先ほど次官

から答弁のありました開発銀行の点でございますが、ほかに組合融資の形をとるために中小企業についても当然措置をしなければならぬといふふうに考へております。ですからその点につきましては、不公平のないようにしたい、かように考へております。

○秋山俊一郎君 安本長官は見えるのですか。安本長官にまだ私質問があるのですか。

○委員長(木下辰雄君) 安本長官は出席することになつて、来ておつたさうですけれども、どこかちよつと用事があつて出て行つて行方がわからないうさうです。出席するといふ氣持になつておるさうですが、今のところまだわかりません。

○松浦清一君 安本長官御出席になれば質問をしなければならぬ点もあるかと思ひますけれども、その前にちよつと意見がありますか申上げてよろしいですか。

○委員長(木下辰雄君) よろしうございます。

○松浦清一君 それでは、この法案の審議の過程に公聴会を開きまして賛成者、反対者の意見と申すものを聞いたのですが、その反対説の中に、資金のあつた旋について政府が積極的に金融することは真珠母貝及び真珠の増産となり、価格の下落を招来するといふ点、それから、一部の特殊関係者のみが金融を受け不公平になるという点、それから個人が融資を受けた場合に、その金を他の事業に使用される虞れがあるという点、それから養殖事業の審議会については、審議会はボスの存在となり、金融等も不公平になり弊害があるといふこと、それから従来の経験から

みて、官僚的研究所に多くを期待することができない。こういう点についての、要約して申し上げますと、反対説があつたわけなんです、そういうことのないように、私はこれは賛成意見です。成立後はこれらの反対説、つまり不平といふものを解消して、折角法律ができるのですから、普遍的に全部の業者が遵法できるといふような態勢に運用してもらいたい。こういう希望を附して賛成をいたしておきます。

質問が残つておつたのですけれども時間の関係で申上げておきます。

○委員長(木下辰雄君) 秋山さん、ちよつとお尋ねいたしますが、安本長官に是非質問しなければならぬことがありませんか。

○秋山俊一郎君 あります。

○委員長(木下辰雄君) それでは暫く待ちましようか。

○秋山俊一郎君 ええ。又若し今日でなくて次の機会でもよいのですが、これを上げる前に質問しておかなければならぬことがあります。

○委員長(木下辰雄君) 速記をとめてちよつと懇談に移ります。

〔速記中止〕
○委員長(木下辰雄君) 速記を始めて下さい。

只今安本長官がちよつと見つからんといふ話ですが秋山さん如何いたしましう。

○秋山俊一郎君 私どもは、この法案の骨子であります融資の問題について、農林大臣及び安本長官の確かなお言葉を聞いておく必要があると考へまして安本長官の御出席を願つておるわけでありまして、只今提案者の田口、石原両議員からの衆議院における審議

及び関係大臣の御答弁等を伺いますと、すでに融資の問題につきまして安本長官、農林大臣、及び大蔵大臣のしつかりした確約があつたようなお話をありますので、衆議院の委員会においてそれがはつきりしておるならば、この法案を急ぐ関係上、それを以て我々は当委員会にも同様の御答弁があるものと考へまして、本日行方わからぬ安本長官を待つておつても仕方がありませんので、お進め願つても差支えないと思ひます。

で、只今懇談会でお話がありました。もう一度提案者からそのお話を記録にとどめて頂きたいと思ひますので、御発言頂きたいと思ひます。

○委員長(木下辰雄君) それでは衆議院の委員会におきます安本長官並に農林大臣の御答弁を石原議員からお述べを願ひます。

○衆議院議員(石原圓吉君) 農林大臣は、この法案が通過した以後の衆議院の水産常任委員会におきまして、去る月曜日、十日に御出席になつて、開発銀行等より三億円乃至四億円の融資をする、今回は暫定的であるが将来適当なる制度の下に所要の融資をしたい、こういうことを言明されたわけであり、さういふことを言明されたわけであり、さういふことを言明されたわけであり、その発言はないのであります。が、他の機会において同様の言明を我々はしばしば得ておるのであります。これは開発銀行の融資の割振りをするの枠に必ず入れるといふことは、固く言明を受けておる次第であります。

○青山正一君 田口さんにお伺ひしたいと思ひますが、委員会の席上で三億円若しくは四億円を融資するとい

うような何か確約でもあるわけなんですか。それはいつそいふふうなお話があつたのですか、その点についてお聞きしたいと思ひます。

○衆議院議員(田口長治郎君) 只今青山議員からの御質問でございますが、日にちははつきり記憶しておりませんが、丁度参議院と衆議院とで第四條、第五條の問題をいろいろ研究しておるあの当時でございますが、私と鈴木代議士と二人安本長官の官舎にお伺ひいたしました。さうして三億円の資金の枠設定ということについていろいろ懇談いたしました結果、安本長官は積極的に実現に協力する、それで自分から大蔵大臣にも話すから君らも一つ大蔵大臣に話してもらいたい、さういふふうなお話でございました。安本長官の官舎で懇談したわけでございます。

○青山正一君 衆議院の委員会の議決は只今田口さんのおしやつたことを根拠として議決したわけでありまして、その点を伺ひたいと思ひます。

○衆議院議員(田口長治郎君) それも一つの要素でございますけれども、先ほど石原議員からお話がありましたように、農林大臣と大蔵大臣立会の上でこの問題について懇談会ではつきり態度を声明された、さういふのも一つの要素になつております。

○松浦清一君 農林次官に伺ひますが、只今の衆議院側の提案者のほうからいろいろ今日までの経過についての説明があつたのですが、農林次官はそれを肯定してそのことのために努力される御熱意でございますか。

○政府委員(野原正勝君) この問題に關しましての農林省は極めて重要な事

業であり、従つてこの仕事に對しては、能う限りの助成の途を講じ、或いは資金の問題につきましてもできるだけの措置をいたしましてこの事業が健全に発展をいたすことを念願しておるわけでありませう。農林省としましては今後もこの問題につきましても最善を盡して参りたいとかように考へておる次第でございます。

○松浦清一君 この法律は冒頭申上げましたように養殖真珠の計画生産を圖るといふことが法律の目的で、その計画生産をやるということについては金融の措置が的確に講じられなければその目的を達成することはできないといふことはつきりしておられますので、本来申しますと、衆議院の水産委員会

でどのようなことが御審議になり、どのようなことが御決定になつておりましたら、又自由党の党内における話合がどのようになつておりましたら、結果がどのようになつておりましたら、一応は安本長官の御出席を願つてそのことの確認を得るといふことが絶対に必要であります。併しなからできるだけ速かにこの法律案の通過を要望しておられます衆議院側の提案者の意のあるところを了いたしましたして、今までの経過が必ず実現するものと確信をして、私は前に申上げましたいろ／＼の希望條件を附して賛成をいたしておきます。従つて農林当局は事務的に折衝しておられます三億三千万円、この融資総額の枠がくずれないようにより積極的に各省との折衝をやつて頂くことを一つ希望して賛成をいたしておきます。

○青山正一君 ちよつと高橋課長にお

聞きたいのです。先ほど高橋課長から、この融資の問題について今事務的に折衝中だ、そういうふうにおつしやつておりますが、私もはたどうもそれだけでちよつと満足できかねる節があるわけなんです、その点課長如何ですか。はつきり目安がつかますかどうか、そういうふうな融資のあつた旋という事情が、今この法案をきめる上において非常なポイントとなつておるわけなんです、好転しつつあるわけなんです、その点についてお伺いしたいと思ひます。

○説明員(高橋清三郎君) 今までの交渉の経過におきましては十分に可能性がございます。

○秋山俊一郎君 提案者にもう一遍質問申上げたいと思ひますが、この法案は大體本事業の発展を期する目的を以て立案されたものに間違ひはありませぬが、曾ての証人喚問の際にも、先ほどからお話のありましたように、どんな事業を助長して行くか生産過剰になつて、そして価格の下落を来たした輸出の振興を阻害するといふような憂いをして述べたおつた証人もあつたのであります、この法案が私どもは必ずしも前へ進むばかりでなくして、必要に応じてはコントロールし得る法案でもあるかと考へるのであります、この事業計画といふものが行き過ぎにならないように、又健全なる発達を図るためといふ目的であるといふふうに解してよろしうございませうか、念のため。

○衆議院議員(石原圖吉君) その点は非常に重要な点であります。日本の現状として外貨を獲得せんらん。併し過剰

のために全体を下落せよとするといふことは、これは恐るべき結果になるのであります。この法律においてはその点が十分調節ができることになつておるのであります、要するに生産等に対して農林大臣は報告をすることもでき、又、一面規格を向上せしめ質をよ

くし、悪い物は輸出をしないという価格維持の点も含まれております。この法律が仮にない場合には業者が思うがままに何人がどれだけ作つてもそれに制限を加へることはできないのであります、この法律によつて農林大臣は相当の報告をして生産の制限をつけ、又これはその年の生産高、輸出輸入の状況を勘案して、事前にいわゆる価格を下落せしめるような生産過剰に陥らないようにするといふことが狙いでありまして、その点は決して御心配のようにはならない。質の向上といふことは十分な研究も要するところであります。又農林省においては、常にこの問題の将来の動向に深い関心を以て、そして乱造乱売等価格を下落せしめないようにするところの重要な任務を果して行かんらん立場にあると思つております。現在の産額は戦前の約二割に満たない程度であります。戦前の産額に達せしめるに約五倍の増産をせなければならぬ。

それは母貝が非常に少ないという情勢でありまして、多少の御懸念の点も多

年の間相場の高下に動かされて桑畑をこわしてしまつて大根畑にしたり、又それを桑畑に作り変へたり、いろ／＼な経過があつたのであります、現在では生糸調節のための法律もできたといふわけでございます。真珠及び輸出

の調節は是非ともこの生糸にならつた価格調節の制度が必要であると思つております。その点と品質の向上、輸出に對する検査、それらと等を取合せて、将来これで行つて目的を達し得ると信じておる次第であります。

○青山正一君 先ほどから松浦議員なり、或いは秋山議員、或いは私からいろ／＼申上げておる事情が、これはこの法案を進める上において、一番重要なポイントであるのであります。併し農林次官なり或いは高橋課長のお話はまだ私も納得するといふような点まではつきりしてないような模様です、安本長官がおいでになるまでしばらく休憩なすつたらどうでしょうか。工合悪いでしょうか、どうでしょうか。

○委員(木下辰雄君) 速記をとめて下さい。

○委員(木下辰雄君) 速記を始めて下さい。

○青山正一君 その問題は委員長が責任を持つて善後措置するといふ條件で……。

○委員(木下辰雄君) ほかに御質問ありませんか。御質問が終了したと認めて御異議ございませんか。

○委員(木下辰雄君) 御異議ないと思つて、それでは討論に入ります。

○委員(木下辰雄君) 御異議ないと思つて、それでは討論に入ります。

○委員(木下辰雄君) 御異議ないと思つて、それでは討論に入ります。

○委員(木下辰雄君) 御異議ないと思つて、それでは討論に入ります。

○秋山俊一郎君 私もこの法案に賛成するものであります、ただ我々がこの法案審議に當りましていろ／＼と意見を交換し、原案に相当の改革を加へましたゆえんのもの、この法案そのものがどうもしつくりしない点がある。三條、四條の條文と、五條の條文と照し合せてみまして、非常に何と申しますか、隔靴搔痒の感がある立案になつておる。併しこれは現段階においてこの程度以上に進み得ないといふ実情を提案者からも述べた通りになりましたので、我々はこの程度において本案に賛成するものであります、他日その現在までの障害になつたものは解消する機会がありますならば、これはもう少しはつきり改正なり何なりの方

法をとることが最も必要ではないかと考へるのであります。先ほど私がお尋ねいたしましたこの生産過剰に對するコントロールにいたしても、成るほど計画生産において報告をするといふことができません、その報告を聞かなかつたらどうするかといふようなことについては、何らの制裁もないわけ

であります。これでは報告にとどまるのであつて實質的には効果が非常に薄い。ただ金融をやるかせんかの問題だけにないのでありますので、将来どういつた、現段階において直ちにこの問題は必要ではないと思ひますが、将来この法律の形を整へる上におきましても、實質をはつきりさせる上においても、さういふことを将来考へる必要があると思ひますので、かようなことを将来考へるものといつたしてこの法案に私は賛成するものであります。

○委員(木下辰雄君) 青山君の御意見に對しては、委員長責任を持つてそ

の旨、安本長官にお伝えいたします。
○青山正一君 よろしうございます。
○委員長(木下辰雄君) ほかに御意見
ございませんか。
それでは討論は盡きたものと認めて
御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(木下辰雄君) それではこれ
より採決に移ります。本法案を原案通
り賛成の諸君は挙手を願います。
〔賛成者挙手〕

○委員長(木下辰雄君) 全会一致を以
て本法案は原案通り可決すべきものと
決定いたしました。
なお本会議における委員長長の口頭報
告の内容は、本院規則第四百四條により
まして、あらかじめ多数意見者の承認
を経なければならぬことになつてお
ります。これは委員長長において、本
案の内容、本委員会における質疑応答
の要旨、討論の要旨及び表決の結果を
報告することとして、御承認願うこと
に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(木下辰雄君) 御異議ないと
認めます。
それから本院規則第七十二條により
まして、委員長が議院に提出する報告
書につき、多数意見者の署名を附する
ことになつておりますので、本案を
可とせられたかたは順次御署名を願
います。

多数意見者署名
松浦 清一 青山 正一
秋山俊一郎 入交 太蔵

○委員長(木下辰雄君) ちよつと懇談
会に移ります。速記をとめて下さい。
〔速記中止〕

○委員長(木下辰雄君) 速記を始めて
下さい。ちよつとお諮りいたします。
この前の委員会において御相談いたし
たいと思つておりましたが、議員派遣
の件でございます。現在経費が三名な
らば五日間、四名ならば四日間、五名
ならば三日間の旅費が残つておりま
す。それで今緊急に調査すべき事項が
多々ありますので、この際、本会議に
支障がない程度において御調査をやる
ことが至当じやないかと思ひます。そ
れで私の案といたしましては、第一案
は、兵庫県と和歌山県、これは小型底
曳の整理の状況、並びに漁業権の再配
分によるその後の状況視察ということ
にいたしまして、現在かかつておりま
する小型底曳の措置法案の審議に對し
たいと思ひます。

第二案は、静岡県の大津、神奈川県
の小田原又は三崎におきまして、漁港
の修築の状況等を視察いたしたいと、
かように思ひます。第一案か、第二案
か、第一案ならば、四名四日、第二案
ならば、五名三日、こういたしたいと
思ひますが、如何いたしましょうか。
○松浦清一君 第一案賛成。
○秋山俊一郎君 第二案賛成。
○委員長(木下辰雄君) それではちよ
つと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕
○委員長(木下辰雄君) 速記を始めて
下さい。議員派遣の件は、第一班、第
二班に分けまして、第一班は兵庫、和
歌山、三月中に四日間、それから第二
班は、秋山君と私、これは三月中に三
日間です。かようにいたしたいと思
ひます。御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(木下辰雄君) 御異議ないも

のと認めます。なお日にちその他に對
しましてはお互いに十分打合せて適当
な日を決定いたして御通知を願いま
す。
本日はこれを以て散会いたします。
午後二時五十七分散会